

西宮市男女共同参画推進委員会

令和元年度 第2回会議録

日時：令和2（2020）年2月4日（火） 午後2時00分～午後4時00分

場所：男女共同参画センター ウェーブ 411 学習室

●出席者

（委員）高田 昌代、有本 尚央、金居 光由、石井 恭子、
原田 孝一、一山 由佳、岸岡 裕昭、坂口 裕子

（事務局）市民局 局長 土井 和彦
人権推進部 部長 植木 純
男女共同参画推進課 課長 岩田 豊子
係長 仁科 通子
係長 松井 裕行
副主査 田中 信行

こども支援局
子育て支援部 部長 小島 徹
子供家庭支援課 課長 岡田 良一
子供家庭支援課 係長 中島 典子

●傍聴者 3名

●会議次第

1 開 会

2 議 題

協議事項

- ・西宮市 性の多様性に関する取組の方針（案）
- ・「(仮称) 西宮市パートナーシップ宣誓証明制度」の創設について（案）

3 閉 会

協議事項：西宮市 性の多様性に関する取組の方針（案）

「(仮称) 西宮市パートナーシップ宣誓証明制度」の創設について（案）

【事務局の主な説明事項】

■西宮市 性の多様性に関する取組の方針（案）

「(仮称) 西宮市パートナーシップ宣誓証明制度」の創設について（案）の説明を行った。

【委員の意見等要旨】

○パートナーシップ宣誓証明制度は事実婚や共同生活をされている方々とは何がどう違うのか。

⇒事実婚は相続や財産上の権利が一定認められており法的保護の対象となる。パートナーシップ宣誓証明制度に法的効力はないが、法的保護から漏れてしまう性的マイノリティの方々を対象としている。

○事実婚は婚姻関係を取れるが婚姻関係を取らないことを選択している。これに対して同性愛については日本では婚姻関係を選択することができない。選択の余地の有無に違いがある。

○パートナーシップ宣誓証明制度になぜ同性という言葉を入れないのか。

⇒トランスジェンダーの方は戸籍上の性別と自認する性別が異なる場合がある。例えば、戸籍上の性別は男性、自認する性別は女性、性的指向が女性の方と、戸籍上の性別は女性、自認する性別は女性、性的指向は女性のカップルがいたとする。戸籍上は男女のカップルだが、性自認と性的指向からはレズビアンのカップルであり、当事者が婚姻制度を選択されない場合もある。パートナーシップ宣誓証明制度ではどのような性自認や性的指向も尊重されることを根本に置いているため、あえて同性という言葉は入れてはいない。

○婚姻関係にないことによる具体的な不利益とは何か。

⇒性的マイノリティの方々に対する社会的な理解が追い付いておらず、偏見があることが不利益だと考えている。市の権限でできることについて、配慮できることがあれば議論していきたいと考えている。代表的なものとしては市営住宅の入居申込の要件が上げられる。

○幼稚園や保育所の申込はどうなのか。

⇒児童福祉法などの定義とも関係する可能性があるため明確なことは言えない。市の権限で配慮できないか議論していきたい。

○事実婚はパートナーシップ宣誓証明制度の対象になるのか。

⇒性的マイノリティの方を対象としており事実婚は対象ではない。

○パートナーシップ宣誓証明制度という名称では事実婚も含むと思われる可能性がある。

○宣誓者以外の方と他の自治体等でパートナーシップ宣誓を行っていないことについて、宣誓者が西宮市から転居する場合や、パートナーシップを解消する際の手続きはどのようにするのか。

⇒その場合には届出をしてもらうことになる。宣誓後の居住実態やパートナーシップ状況の後追い確認の必要性については今後検討していきたい。

○パートナーシップ宣誓証明制度を利用して受けることのできるサービスは多い方がいい。できることはやって欲しいと思う。他市の良い取組を取り入れて欲しい。

○性的マイノリティは大人だけの問題ではなく生まれた時からの問題である。小さな子供への支援は学校教育における取組への支援に留まっているのが、いずれ大人になる子供たちに向けての支援を厚くして欲しい。小さな時から自分が自分であっていいと思って生きられる環境を西宮独自のデザインとして作れるといいと思う。

○学校教育における取組への支援について、私が知る限りでは平成 31（2019）年 4 月に中学校の混合名簿がようやく完成した。苦楽園中学校では女子生徒の制服にズボンを選択できるようになったことをきっかけにして、西宮市内の中学校でも制服というものについて幅広く考えていこうという話を聞いている。これが西宮の実情である。図書館に「読んでごらんおもしろいよ」という本の紹介を行っているものがあり、中学生向け図書の中に制服について描いた本があった。そういった取組が支援だと感じるが、どのような支援ができるのか具体的なことを示して欲しい。

⇒学校教育の現状としては、すべての教職員に西宮市教育委員会と人権教育研究委員会が作成した「すべての子供に温かな居場所を」というパンフレットを配布して研修を行っている。その中で相談体制についても触れられており、学校から教育委員会に相談が寄せられたときは、当事者にとって最適と思われる支援を学校に対して助言していると聞いている。

○「すべての子供に温かな居場所を」を学校現場が教育の取組の中に入れたのかというと、教師の研修として実施したのが数校。教材として取り入れて子供たちに教えた件数はそれよりも少ないと聞いている。取組を徹底した方がいいと思う。「すべての子供に温かな居場所を」では本の紹介欄もあるが、教師が図書館に行ってもあまり良い資料が無かったという話も聞いている。男女共同参画センターには良い資料が沢山あるが、そもそも現場の教師は男女共同参画センターの存在を知らない。

○具体的に学校教育における取組への支援についてはどのようなことを想定しているのか。

⇒現状としては教員に向けての研修を行っているが、今後については教育委員会も含めて関係各課で具体的に検討していきたい。

○いつ頃までに取組方針を決定するのか。それに対して意見を出すことはできるのか。

⇒令和 2（2020）年 7 月か 8 月を予定しているが、学校教育における取組への支援にすべてを明記しなければ実施できないというわけではない。社会情勢の変化に応じた取組も必要となるため、ご意見があれば検討する。

○当事者等との懇談・意見交換を予定しているとあるが、どのように当事者を選定するのか。

⇒普段から事業などで繋がりのある方を通じて意見を伺うことを予定している。

○広く公募することはしないのか。当事者の意見を入れることは大事なことだが、その当事者がどのように選定されたかということも大事なことであり、そのプロセスが分かる方がいい。

⇒公開できる情報は出したいと思うがアウトティングにならないように注意する。

○当事者等との懇談・意見交換について、家族や職場の方など、周りの方からの意見交換した方がいい。

○パートナーシップ宣誓証明制度の計画が出る前に、当事者や家族などの周りの方からの声はあったのか。もしあったのであれば、その方々にも意見交換会に参加して欲しい。

○男女共同参画は大事なことだと意識はしていても、男は大工仕事、女は裁縫仕事という教育を受けた年代の方々は、少なからず刷り込まれた蓄積があると思う。啓発事業は年代別に絞って実施する方がいいのではないかと。

○悩みを抱える性的マイノリティ当事者や、家族など周りの方が相談できる窓口が必要ではないか。

○当事者等との懇談・意見交換について、当事者以外の方にも参加して欲しいとの意見もあるが、目的によっては当事者のみということもあると思う。どのような目的で行うのか。

⇒方向性や啓発内容について、市と当事者との間に温度差が生じることがある。家族など周りの方からの意見も重要だが、実情に沿った施策を実施するためにまずは当事者の意見を伺いたいと考えている。

○様々な方が参加することによる問題もある。目的を明確にした方がいい。

○男女共同参画センターの図書資料コーナーの蔵書は市のホームページで検索できるのか。

⇒検索はできる。

○学校教育については文科省から既に通達が出ており、学校教育の取組の方が進んでいることもある。学校教育への取組の支援とするのか共同とするのかは情報を得てから判断した方がいい。

○男女共同参画に対して意識が高い方もいれば低い方もいる。3年から5年は理解のベースを作る期間としてマスタープランを作る予定はあるのか。

⇒マスタープランの作成は未定だが、状況によって必要があれば検討していく。

○パートナーシップ宣誓証明制度の実施を求める市民からの問い合わせはあったのか。

⇒年に数件だが実施を求める問い合わせがあった。

○当事者の把握はしているのか。

⇒名乗られる方もいれば匿名の方もいる。

○パートナーシップ宣誓証明制度ではないが、他市では条例を改正する際に当事者が公の場でコミングアウトして実際に悩んでいることについて話をしたことがある。当事者の了解は必要だが、当事者の声を聴くことは大事なことなので、西宮市でも実施を検討して欲しい。

○条例があることにより市全体的な約束事ができるのではないかと。

○西宮市 性の多様性に関する取組は西宮市男女共同参画プランの令和元（2019）年度の取組なのか。
⇒令和 2（2020）年度の取組になる。

○パートナーシップ宣誓証明制度は、男女共同参画プランの重点施策である次世代に向けた男女共同参画の推進の中で、主に啓発を目的とした多様な性に関する差別や偏見をなくすための学習機会の提供に追加されると考えていいのか。

⇒はい。

○電話相談の実施や教育研究事業は西宮市男女共同参画プランにフィットするが、パートナーシップ宣誓証明制度の導入については男女共同参画推進委員会で意見を聞いたという位置付けでいいのか。男女共同参画推進委員会で審議する内容なのかという疑問がある。

⇒新たな取組について様々な意見をいただいて進めたいと考えている。

○多様な性に関する差別や偏見をなくすための学習機会の提供について、他市の学校の授業では教師が新聞記事を例にして生徒と語り合う場面がある。新聞記事を活用すること。

○パートナーシップ宣誓証明制度も後発であれば他とは違うメリットがあればいい。

○病院関係でもパートナーシップ宣誓証明制度のメリットはあるのか。

⇒家族の同意がなければ入院などができない場合もある。西宮市立中央病院では保証人の同意で可能となっているが、その他にもどのような支援ができるのか議論していきたい。

○令和 2（2020）年 3 月 6 日に実施する職員向け LGBT 研修は関心がある職員だけの参加なのか。

⇒原則として全課から選出してもらう。LGBT だけではなく性自認や性的指向、SOGI の概念などを学ぶことを目的としている。

○パブリックコメントは、パートナーシップ宣誓証明制度か、性の多様性に関する取組の方針のどちらについて実施するのか。

⇒パートナーシップ宣誓証明制度について実施する。

○制度の方針を男女共同参画推進委員会から出すものなのか。

⇒男女共同参画推進委員会や当事者の意見や話を聞いたうえで市が方針を決定する。

○出自から使用を避ける言葉や留意する言葉など、表現や言葉遣いは非常に大切なことである。他市で使用しているから問題はないという考え方ではなく、本当にこの言葉でいいのかを議論して欲しい。

○パブリックコメントで出てきた意見について男女共同参画推進委員会で考えて回答を出すのか。

⇒出てきた意見については男女共同参画推進委員会にも報告するが、回答は市が行う。

○パートナーシップ宣誓証明制度について、男女共同参画推進委員会の役割としては場外と考えているが市としてはどのような認識なのか。

⇒意見があれば伺いたいということであり、男女共同参画推進委員会の答申を受けたいということではない。

○人権教育啓発に関する基本計画に関連するところにも意見を聞くのか。

⇒人権教育に関する定例会はないため、男女共同参画推進委員会でご意見を伺わせていただいた。

○言葉の問題として、他市では障害者の害を石偏の碍を使っているところもある。ひらがなのがいと表現するところもあるが、そういった言葉や表現についても取組を進めて欲しい。

○西宮市 性の多様性に関する取組の方針は西宮市男女共同参画プランのどこに位置付けられるのか。

⇒西宮市男女共同参画プランの策定趣旨にある性別を理由とする不平等な取り扱いの解消に向けた取組の一つとして位置付けている。

○男女共同参画と性の多様性は包括されるものなのか。

⇒包括されるわけではないが、重なる部分もあると考えている。

○男女共同参画プランの重点施策である男女共同参画の視点による防災・減災施策の推進について、女性の視点を入れた避難所の在り方に関する学習会が一度も開かれていないように思う。早急の実施すべきではないのか。

⇒今年度は予定が決まっているため来年度の実施を検討する。